

平成30年度第2回島田市個人情報保護審議会議事録

1 開催日時

平成30年11月22日（木）午後2時30分から午後4時30分まで

2 出席者

(1) 審議会委員

恒川会長、田代委員、今村委員、勝山委員、尾村委員、杉本委員

(2) 事務局

中野行政総務課長、樽林課長補佐、横山主事、望月主事

3 個人情報取扱事務について

個人情報取扱事務届出簿の審議及び報告

新規審議案件2件、新規報告案件5件、変更報告案件5件、廃止案件1件について説明を行い、下記のとおり承認された。

広報情報課	新規審議（「超短波放送難聴地域対策に関する事務」について説明） 【概要】 超短波放送難聴地域の在住者アンケート調査(3,000人を無作為抽出)を実施し、該当地域の状況を把握し、中継局の設置や活用等の対策を講じ、情報格差の是正と情報伝達能力の向上を図ることを目的とする。アンケート送付のため住民基本台帳より個人情報を収集し、アンケート送付作業については外部へ委託する。
恒川会長	アンケートの質問事項はもう決まっているのでしょうか。
広報情報課	まだこれから（質問内容を）詰めていく段階です。
田代委員	本人通知が入っていますが、これはどういう手段ですか。アンケートを送付したことが本人通知という意味合いですか。
広報情報課	はい、アンケートの文中に「こういった条件で住民基本台帳から抽出した」という旨を記載します。
今村委員	個人情報の問題とは少しずれますが、3,000人の無作為抽出を行うのにふさわしいかどうか。特定の地域なので、3,000人という数字がどうかというのもあります。また、例えば介護保険の対

象で認知症の方を対象外とするとか、回答が可能な市民を選ぶことができないのでしょうか。川根地区で同じようなことをすれば回収率が7～8割を超えるが、島田地区では3～4割になることがあった。本当にこのような抽出方法が良いか疑問に思いました。

広報情報課 中継局が6機ありますが、それでも全域が聴こえているわけではなく、平成27年度時点ですが、全体で約3,000世帯が聴こえているであろうというFMしまだの調査があります。聴こえていない世帯にアンケートを送っても仕方がないので、細かく地域を指定してアンケートを送付する必要があると思っております。

今村委員 その辺の配慮をお願いします。

広報情報課 はい、ありがとうございます。

恒川会長 3,000人というのは、事実上3,000世帯ということによろしいですか。

広報情報課 はい、できれば3,000世帯、世帯代表者が答えてくださればと思います。

恒川会長 世帯の中で回答できる人が回答してくれるだろうということですね。1人世帯のところは1人ということになりますが。

広報情報課 はい、そうです。

恒川会長 それではよろしいでしょうか。類型表2の11で本人以外からの収集ということ、送付自体で本人通知とみなすということによろしいでしょうか。

委員 異議無し。

恒川会長 それではお認めしたいと思います。

文化課 新規審議（「文化芸術推進計画に係る市民意識調査票送付事務」について説明）

【概要】

満18歳から満70歳までの市民3,000人を対象に、文化芸術活動の状況や文化芸術の捉え方等についてアンケート

を行い、島田市文化芸術推進計画策定の参考資料とする。アンケート送付のため住民基本台帳より個人情報収集し、アンケート送付作業については外部へ委託する。

恒川会長 これ先程の案件と共通していますね。本人以外から個人情報を収集することについて、本人へ通知をすることですね。

文化課 はい、アンケートに同封する通知文で説明をしております。

恒川会長 受託会社は市内ですか。

文化課 市内に営業所があるところをお願いしています。

田代委員 先程も3,000人という人数でしたが、有効な回答が得やすい人数なのでしょうか。

文化課 そうですね。人口と回答率から計算し、この程度の人数が市民の意見が反映されたのではないかと考えます。

田代委員 統計学上というようなことですね。

文化課 そうですね。回収率によるところもありますが。

恒川会長 他に意見なければお認めするというところでよろしいでしょうか。

委員 異議無し。

恒川会長 では、お認めしたいと思います。

課税課 変更報告（「家屋敷課税賦課事務」について説明）

【概要】

住民税の家屋敷課税のため、対象者の個人情報を固定資産税のデータから抽出し、賦課業務を行う。
※家屋敷課税とは家屋を所有する市外在住者へ住民税の均等割分を課税すること。対象者は事業者が多い。

【変更点】

事務の運用については変更無し。実際の事務の運用

と届出簿を比べ、届出簿の記載を見直した。

恒川会長 既に調査をしようとした、それとも調査をした後に届出の漏れに気付いたということでしょうか。

課税課 業務としては何年も前から行っていましたが、現在の届出の内容と食い違いがあったということです。

恒川会長 事務局からも追加で説明をお願いします。

事務局 25ページをご覧ください。こちらが元の届出簿ですが、開始が平成16年4月1日となっております。個人情報保護条例ができたのが平成14年なので、初期の頃の届出となります。家屋敷課税は平成16年から開始されておりますが、届出簿と実際に収集しているものを見比べると、収集している情報でも記載されていないものがあります。市役所の情報公開コーナーというものがあり、届出簿を公開していることから修正する必要があります。また、収集するものの中には個人識別番号としてマイナンバーがありますが、これは平成28年1月1日から開始だったので、本来は変更する前に届出簿を提出する必要がありましたが、提出していなかったため、このタイミングで併せて修正するものです。

恒川会長 届出簿の網掛け部分に変更部分ですか。

事務局 はい、そうです。網掛け部分が新たに加えたもの、新旧届出簿の中で変更した箇所です。

恒川会長 平成16年から収集を始めたということですね。

課税課 いいえ、平成16年以前から収集していましたが、制度として平成16年に届出を行ったものに収集項目が漏れていたということです。

恒川会長 なんでこんなに届出項目が少なかったのでしょうか。

事務局 当時の届出簿は旧式で、現在提出している具体的な「記録項目」というものはありませんでした。個人情報保護制度が変わったわけではありませんが、現在はより厳格に運用されるようになっているのだと思います。

恒川会長 制度開始当時からの届出簿でも性別・生年月日等他の記録項目があるのですけどね。

事務局 そうですね。ただ、マイナンバーは当時なかったものです。

恒川会長 元々チェックの付いていた「個人識別番号」というのはマイナンバーのことではなかったということですね。

事務局 そうです。実際は保険証番号や、宛名番号のことでしたので今回修正するものです。

旧来の届出簿については、制度が始まった時に庁内で一斉に届出簿を作成したので、どの程度の精度で届出簿の作成ができていたのかはわかりません。実際の事務との乖離があるものもあると考えています。

そこで、事務局から全庁に向けて、実際の事務内容と届出簿内容を照らし、届出簿内容を見直して欲しいという通知を出しており、それを受けて、担当課よりこのような変更が提出されたと理解しています。

田代委員 別添の事務の概要には、「保健所等から新規営業許可状況を収集」という言葉が出てきますが、これはどういったことでしょうか。

課税課 これは食料品を取り扱う業種の新規開業届を保健所で取り扱っているため、保健所に照会するものです。

恒川会長 それは店舗だけで人が住んでいないところでしょうか。

課税課 はい、店舗だけ市内にあって、例えば藤枝市に住んでいる人が島田市で食料品を売る業種というケースですね。

田代委員 空き家はどうですか。

課税課 相続人がいない空き家は対象外になりますが、例えば親が亡くなり、子が県外に住んでいるケースは、時々戻ってくることもあり、対象になります。

恒川会長 それでは、本件については、いきさつを詳しく訊きましたが、承知してよろしいでしょうか。

委員	異議なし。
恒川会長	それでは、本件について報告を承知しました。
長寿介護課	新規報告（「介護保険サービス従事者に係る研修受講申込者の推薦事務」について説明） 【概要】 県等が実施する介護保険サービス従事者に係る各種研修の受講申込書を取りまとめ、受講が適当と認められる者を推薦し、県に進達することを目的とする。
田代委員	本人が受講申込書を記載するため、基本的に本人からの収集となると思いますが、本人以外から収集とはどういう場合ですか。
長寿介護課	事業所からの推薦による申込みの場合です。これについては、事業所が本人から同意を得て受講申込書を作成し、提出しているものと理解しています。
恒川会長	個人情報をも本人以外から収集しているものもあるということですね。
長寿介護課	はい、そうです。
恒川会長	県が受講申込書を取りまとめて提出されるものもありますか。
長寿介護課	市が取りまとめて、県に送るという形となります。
事務局	補足します。介護保険は市が保険者となりますが、研修等の実施は県が担っています。研修に係る県のホームページには、受講申込書については市町の窓口へ提出すること、研修受講の条件として市町の推薦が必要であることが記載されているため、その申込条件に基づいて事業所が市へ申込みしています。 よって、申込書は県知事宛ですが、市町が取りまとめて県へ提出するため、申込書の窓口となる市が申込みに係る個人情報収集をするということとなります。県から市へ申込書が送付されるということはありません。
恒川会長	推薦者はどのくらいに絞られるのですか。
長寿介護課	それほど応募が多いわけではありませんが、基本的には全ての

	申込者を推薦する結果となっています。
恒川会長	受講希望者の不祥事等の処分歴まで調べますか。
長寿介護課	調べていません。そもそも事業所が問題のある職員の申込みをしないという考え方もありますが、一定年数以上従事するという要件があります。事業所から推薦がありますので、そこから対象者の勤務態度等は推察します。
恒川会長	それでは、本件についていかがでしょうか。
委員	異議なし。
恒川会長	それでは、本件について報告を承知しました。
事務局	5、6番目の案件については共通の理由から変更の届出があったため、まとめて説明をします。
長寿介護課	変更報告（「地域密着型（介護予防）サービス事業者指定事務」について説明） 【概要】 介護保険法第78条の2第1項及び第115条の12第1項の規定に基づき、市は指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等を行う。指定に当たり事業所に在籍する介護支援専門員等の個人情報収集する。
長寿介護課	変更報告（「居宅介護支援事業者の指定事務」について説明） 【概要】 介護保険法第47条第1項第1号、第79条第2項第1号並びに第81条第1項及び第2項に基づき、市が指定居宅介護支援事業者の指定等を行う。指定に当たり事業所に在籍する介護支援専門員等の個人情報収集する。 【変更点】 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第80号）の一部改正により、平成30年10月1日から指定等に係る文書等を削減する観点か

	ら、「役員の名、生年月日及び住所」の項目が削除されたため。
田代委員	個人情報の収集項目にある「職業上の地位」とは具体的にどのようなものですか。
長寿介護課	例えば、理事や役員等といった組織内での肩書きです。
恒川会長	今までは役員の名等も書いていたということですか。
長寿介護課	そうです。生年月日や住所も書く必要がありましたが、それが今回で無くなりました。
恒川会長	それでは、2件まとめていかがでしょうか。
委員	異議無し。
恒川会長	では、本件について承知しました。
健康づくり課	新規報告（「島田市健幸アンバサダー養成講座」について説明）
	【概要】
	地域で健康情報を提供できる人材を育成するため、健幸アンバサダーの養成講座の受講募集を行う。受講者の個人情報は、スマートウエルネスコミュニティ協議会（SWC）へ提供するとともに、市から健康情報の発信のため利用する。
	※健幸アンバサダーについてはスマートウエルネスコミュニティ協議会（SWC）の認定する資格。島田市はSWCの会員。
恒川会長	これは、市が「健幸アンバサダー」という資格を持った人を育てるために、養成講座の開催をSWCに委託するというのでしょうか。
健康づくり課	講師はSWCから派遣されますが、講座の開催は健康づくり課が主催で行います。
恒川会長	講師の派遣のみ委託しているということですか。

事務局	「健幸アンバサダー」はSWCの資格であり、SWCが主体となって「健幸アンバサダー」を認定するというものです。 島田市民の健康促進のために、そういった資格を持つ人を増やしていこうというものであり、委託という形式ではなく、SWCと協力し、島田市の健康な人の人口を増やしていこうという事業です。
恒川会長	それでは、SWCが直接募集しても良いのでしょうか。それで資格をとった人を島田市の健幸アンバサダーにするというようなことでも良いのでしょうか。
事務局	SWCにはホームページがあり、そこで申し込みや事業のことについて書いてあるかと思います。
恒川会長	受講料を市が負担するということでしょうか。
事務局	島田市がSWCの会員となって毎年負担金を支払っているような形となっています。
恒川会長	それでは個人には負担が生じないということですね。
事務局	そうです。健幸アンバサダーというものは伝道師のような役割で、島田市で養成していくというものです。
今村委員	実際、何人くらいの人が健幸アンバサダーに認定されますか。
健康づくり課	11月5日に行われた健幸アンバサダー養成講座には71名が認定されました。出席者の中には受講だけして、登録せずに帰った方も数名いました。
今村委員	登録せずに勉強だけでもいいのですね。受講者に対して登録者が少数すぎても問題かもしれませんが。
田代委員	申込書の最後の方の「関連する資格の有無」ですが、民生委員等は資格に該当しますか。
健康づくり課	基本的には国家資格の所持について情報を收拾します。例にも記載していますが、主催する島田市がお願いする民生員などの役職も該当します。これはアンバサダーとなるための条件ではありません。ただ、資格があるかないかの調査です。

恒川会長	他に質問等ありますか。
事務局	届出簿の訂正をお願いします。個人情報の記録項目として、資格の箇所が空欄となっていたため、ここをチェックする形で修正をお願いします。
恒川会長	その他にご意見はありますか。
委員	異議なし。
恒川会長	それでは承りました。
社会教育課	新規報告（「しまだはつくら寺子屋」について説明） 【概要】 家庭における学習習慣の身につけていない小・中学生が、主体的に学習に取り組む習慣を身につけることができるよう、地域の人材（教員OBや大学生や中高生ボランティア等）を活用して、放課後等に学習会を実施する。申込者の個人情報を収集し、学習会の運営のため利用する。
恒川会長	児童だけの氏名を収集しますか。保護者も収集しますか。
社会教育課	保護者も収集対象です。
恒川会長	これは家庭から申し込みますか。それとも学校を通して申し込みますか。
社会教育課	学校の事業ではありませんが、学校へ依頼して児童にお知らせを配布してもらいます。受講希望者は社会教育課へ申し込みます。
恒川会長	教える方は教員の免許を持っている方でしょうか。
社会教育課	教員のOBの方もいますが、教員資格のない地域の方、大学生も参加しています。
恒川会長	ボランティア講師が生徒を扱ううえで、個人情報の受け渡し（外部提供）は発生しませんか。

社会教育課	名札をつけているので、学習会の中で名前はわかりますが、住所等が載っている名簿等は提供していません。
田代委員	中学生は教える側に入っていますか。
社会教育課	はい、中学生のボランティア講師もいます。
恒川会長	ボランティアというと、市との信頼関係の元で講師をお任せしているものかと思います。事業遂行にあたり外部の市民の協力が必要である点は、災害における要支援者情報の取扱いと似ているかと思います。
事務局	<p>本案件のボランティアと市の関係は、委託業者との委託の体制に似ているかと思います。ここで問題になるのは、業者が外部の者なので、事業の範囲内での個人情報の受け渡しが外部提供にあたるかどうかですが、委託の場合は委託契約に定められた事業の範囲内であれば、外部への提供ではなく、委託業務を遂行する上で個人情報の受け渡しという理解でいます。これは委託契約書に規定される個人情報の取扱いに沿って運用されるものです。</p> <p>本案件の支援員には、名簿の提供はありませんが、学習会の中で顔や名札で個人情報を知り得ることがあるかと思います。知りえた情報をむやみに外部へ出さない等の統制は担当課でとっているところでもありますので、今回のものも事業の範囲内での個人情報のやりとりと解釈しています。</p>
恒川会長	支援員は一定の手続きによって選ばれていますか。
社会教育課	支援員は、コーディネーターの初倉公民館長が、個人的なネットワークで声かけをしています。大学生については、県が大学生に声かけを行っております。
恒川会長	<p>支援員に対して学校関係者（公務員）が監督することがありますか。今回の審議上では特に問題にはしませんが、こういった事業について「個人情報保護のセーフティウォール」のようなものがあればいいと思います。</p> <p>また、この事業は勉強の遅れている子が対象となるのでしょうか。</p>
社会教育課	希望制なので、勉強が得意な子が受講する場合もあり、平等に機会を設けています。

事務局	<p>個人情報の取扱いについては慎重に行いますが、万が一、授業で問題が起こった場合は、支援員だけというわけではなく、市にも責任があると考えます。</p> <p>個人情報保護の責任を果たすためにも、個人情報の取扱いについて、市とボランティアの間で明文化したものや取り決めのようなものが必要であると考えます。</p> <p>担当課にそこまで聞き取りができていませんでしたが、現状はどうでしょうか。</p>
社会教育課	<p>そのようなものはありません。</p>
田代委員	<p>みなさんがボランティアでやってもらっているので、細かいことを言うと集まってもらえない可能性があるかと思います。</p> <p>個人情報について、わかることは名前だけなので他のことはわからないですね。</p>
事務局	<p>現在市と支援員の間には、はっきりとした取り決めがなく、あまり強く縛っても協力を得られないかもしれないというところですが、それでも何が起きるかわからない世の中です。</p> <p>委員よりいただいたご意見を踏まえると、本案件に係る個人情報の取扱いは外部提供として解釈する方が適切かと思います。併せて外部提供の先の監督業務はありますので、担当課での監督・指導をしっかりとやっていただく必要があるかと思います。</p>
恒川会長	<p>支援員の方々に約束していただくというよりも、担当課が適正な運用をするという宣言をすることで間接的に指導員に理解してもらうことになるかと思います。これにより、参加者・保護者・支援員の方々へ安心を保証することとなるかと思います。</p>
田代委員	<p>参加者の安心感は必要だと思います。</p>
事務局	<p>子供を預ける親のことを考え、市が責任をもって親を安心させる手立てが必要かと思います。</p> <p>再度確認させていただきます。授業中に得る個人情報ですが、これは積極的な情報の提供はなくとも、外部であるボランティアが知りえる状況におくということが、外部提供として解釈されるのかどうかという点についてご意見を伺えたらと思います。</p> <p>外部提供か否か、根拠は本人の同意か、若しくは、公益上の必要性として根拠付けされるのか難しいものであるかと思えます。</p>

恒川会長	まず、勉強を教えるということ、広くいえば教育そのものを委託するということは法の制度には馴染まないのではないかと思います。学習会の場所を提供する学校側が、この事業を受け入れているので、この教育行為を委託するというより、ここは単純に外部提供をしていると捉えた方が良いと思います。
事務局	確かに市が委託契約をしているわけではありません。 外部提供については、学習会の中で知りえる状況にあるということであり、すべてについて本人同意とはならないと思います。根拠はあくまで公益上の必要性になるかと思います。
恒川会長	参考に災害における要支援者情報の提供は類型表のどこに当てはまったのでしょうか。
事務局	そのまま類型表に当てはまる場所は見当たりません。 本人以外からの収集・外部提供・目的外利用というものがあり、本人以外からの収集に係る類型は多くありますが、外部提供と目的外利用については数が少数限定されています。とくに外部提供は本人の知り得ないところで外部へ提供することになるため、厳格に取り扱うものと思います。
恒川会長	類型表の表記を解釈して当てはめているということでしょうか。
事務局	一番近い類型は7番の民生委員・児童委員への提供か、もしくは本人同意をもって取扱ってきたものと思われます。 本日、案件審議の後に新しい類型案を提案させていただきますが、その中に民間団体への提供というものがありますので、それをお認めいただければ、この審議のものに当てはめる可能性はあると思います。
田代委員	災害における要支援者情報の話ですが、外部提供の際には同意書をとっていると思います。
恒川会長	今回の社会教育課の案件については、申し込みの際に書面で同意をとれば、よろしいのではないかと思います。
社会教育課	それでは本人と保護者に同意をとるということですね。あと、支援員からの同意は必要でしょうか。

田代委員	ここでいう同意は、支援員が申込者の個人情報を知ることがある、ということについて本人・保護者からとるものです。
事務局	ご意見を整理します。 島田市と支援員との関係としては、まず、市は支援員に対して授業で得られた個人情報を事業の範囲内でのみ使用することを要請すること、申込者には、申込者の個人情報を授業の範囲内で使用する旨の同意を得る、ということによろしいでしょうか。細かいところは後で担当課と打合せを行います。
恒川会長	後は事務局と担当課で確認がとれればこちらでの確認は必要ないと思います。それでは承りました。
事務局	次の案件、変更報告「家庭教育講座事業事務」、変更報告「託児員派遣事業」、廃止報告「託児員派遣事業」については関係した事業のため、まとめて説明をお願いします。
社会教育課	<p>変更報告（「家庭教育講座事業事務」について説明）</p> <p>【概要】</p> <p>子供の発達段階に合わせた、親の子育て支援のための講座や将来子育てを経験する人を対象とした講座を運営するもの。収集した個人情報は、講師の選任と受講者や講座のボランティアスタッフの確認、連絡に利用する。</p> <p>【変更点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 講座の対象者の範囲が、子育て中の親に限らず学生など、これから子育てを経験する人にも広がったため、事業名を変更。 ・ 講座の運営補助のためボランティアスタッフを採用することにしたため、対象者の範囲を変更。 ・ 10番目の変更案件である託児員派遣事業と届出内容が一部重複するため、届出内容を整理した。
社会教育課	<p>変更報告（「託児員派遣事業」について説明）</p> <p>【概要】</p> <p>子育て支援及び女性の積極的な社会参加を促すため、講座・講演会・その他これらに類する事業の主催者に対して、子供を預かる託児員を派遣する。収集した個人情報は託児員派遣を委託する事業所へ提供し、</p>

事業の運営のため利用する。

【変更点】

事務の運用については変更無し。関連事業の届出簿の整理に伴い実際の事務の運用と届出簿を比べ、届出簿の記載を見直した。

社会教育課 廃止報告（「島田市託児員派遣事業」について説明）

【概要】

市で募集する託児員養成講座の修了生が市の主催する事業の託児に従事することとなっていたが、現在は委託事業者が研修を自主開催しているため、当事業は行っていないため、届出簿を廃止する。

恒川会長 廃止の日付は本日でよろしいですか。

事務局 事業は平成17年度をもって終了しており、これに係る個人情報には既に廃棄しております。ただし、届出簿の廃止は本日をもってということとなりますので、届出年月日は本日、廃止年月日は便宜上、平成18年4月1日ということとさせていただきます。

恒川会長 それでは、3件すべて報告となっておりますが、質疑等ありませんでしょうか。

事務局 主な審議いただきたい点としては、家庭教育講座事業事務で新たにボランティアスタッフを募集する形となったため、その点についてご確認いただければと思います。

恒川会長 急きょボランティアスタッフの参加を呼びかけたら10名程集まったということですね。

社会教育課 六合中学校と初倉中学校の近くにはそれぞれ六合公民館と初倉公民館があります。そこで活躍されている市民学級生という方々がおおり、ちょうど子育てを終えて、子育ての先輩ということもあって、会合にお邪魔してお願いをしたところです。

恒川会長 ご意見はありますでしょうか、よろしければ3件とも承ります。

委員 異議なし。

恒川会長	それでは承りました。
広報情報課	新規報告（「ホームページ管理業務」について説明） 【概要】 平成30年12月にリニューアルされる島田市の公式ホームページへ市民がブログ記事を投稿できるようにする。この機能を利用するためユーザー登録が必要であり、そのため個人情報を収集する。
恒川会長	登録された会員が市ホームページのブログについてはチェックしますか。
広報情報課	会員登録された方の記事は投稿されればそのまま公開されますが、公開された記事を広報情報課が目視でチェックしています。
恒川会長	内容もチェックしますか。
広報情報課	はい。会員登録をする時に、注意事項に「やってはいけないこと」として伝え、違反した場合には会員登録を削除します。
恒川会長	顔写真は載せることができますか。
広報情報課	写真は載せることができますが、本人の記事次第となります。会員登録には顔写真は必要ありません。
恒川会長	ホームページに載せたものはこういった形でも利用できますよね。よくあったのが、大学で教員や学生が不祥事を起こした時、マスコミが、顔写真がないか訊きに来て、出さないと回答すると、ホームページ等に載っているものを勝手に使われることがあります。これは特殊な問題であり、もちろん外部提供ではないでしょうけども。それでも顔写真等は自由に使えますよね。
広報情報課	記事の転載についても許可をとる旨注意事項に書きますが、勝手に記事を利用した場合は利用した側に責任があり、その旨も注意事項で周知していこうと思います。
恒川会長	ホームページを開設している市としては、その件についてはノータッチで、当事者間で争ってもらおうという考えですね。今の世の中で本人達もそういったことは予測できると思いますので。その他、いかがでしょうか。

恒川会長	このブログに対する意見が送信されてきた場合は、市の住民向けの意見募集のようなところに入るのでしょうか。
広報情報課	各課の問い合わせフォームや市長への手紙という問い合わせフォームに入ってくると思います。
恒川会長	この件についてはよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
恒川会長	それでは承りました。
広報情報課	新規報告（「シティプロモーション大使取扱事務」について説明） 【概要】 シティプロモーション「島田市緑茶化計画」の情報を積極的に市内外に発信する活動を展開する大使を募集する。大使を希望する申込者の個人情報を収集し、大使選任の審査や大使就任後の連絡に利用する。
恒川会長	個人情報は本人からの収集となっておりますが、本人以外からの推薦というものを受け付けることはあるのでしょうか。
広報情報課	いいえ、こちらは本人のみとなっております。
恒川会長	決まってからモデルその他の専属契約をする人が出ても良いのでしょうか。
広報情報課	この申し込み時点で契約していなければ問題ありません。
恒川会長	それでは、この件についてはよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
恒川会長	それでは承りました。
恒川会長	以上で届出簿に係る案件はすべて終了しましたが、その他についてお願いします。
事務局	その他

島田市個人情報保護審議会の意見の類型表への新しい類型の追加について

詳細は別紙資料2を参照のこと。

【概要】

島田市個人情報保護審議会が個人情報取扱事務の内容を審議するに当たり審議の迅速化を図るため、過去の個人情報保護審議会の判断事例を元に公益上の必要が認められる案件の例示を類型表としてまとめている。

審議をより迅速化するため、最近の審議結果を踏まえ、類型表へ新たな類型を追加する必要がある。事務局において別紙のとおり類型案を提示する。

恒川会長

本日は委員の皆様にご意見を伺うということで、今日決めるというものではなく、気付いたことや、わからない点を言っていただくということでお願いします。

事務局

今までの審議の積み重ねを文章化したものですが、明らかに自分達の判断と違っているところがあれば御指摘いただければと思います。

恒川会長

表の2と4に共通するものは外部の団体や個人に支援・協力を求めるものが増えてきたため、それに伴って個人情報の出入りや他目的の利用が多くなってきたのかと思います。

私から質問ですが、NPOやNGOも公共的団体と呼んでいいのでしょうか。昔の自治法の中で、公共団体とか公共的団体として事務委託の時にそういう言葉を使っていましたが、現在のNPO等は、場合によっては株式会社等もあり、そこに委託することもあるかと思います。事業は公共的でも団体が公共的な目的で創られたものではない場合もあるかと思ひ、ここら辺の書き方には難しいところもあるかと思ひます。

定義が別途できれば良いと思ひます。「公共的団体はNPO・NGOを含む」とか、「創設目的や活動内容に則して公共的と認められる」というような定義づけをすれば、民間団体でも含まれる余地があるかと思ひます。

事務局

公共的団体という言葉は昔の地方自治法で使われているものということでしょうか。

恒川会長	昔は社団法人とか財団法人とか、法人の種類で判断していたと記憶しています。
今村委員	公共的というとは社会福祉協議会ですかね。平成10年くらいまで、公共的団体ということで行政とほぼ一体に考えられていていましたが、福祉法が改正されてから、社会福祉協議会は完全な民間団体として区別されています。公共団体は地方公共団体ということです。公共的団体という言い方だと範囲が広く、人によって解釈が違うこともありえます。
事務局	記載させていただいている公共的事業は、「公共の利益を優先して行う活動」という意味で記載しています。その定義について、総務省の定義等確認していますが、明確なものがありません。その中で、「公共の利益を優先した活動を行う団体」であって、法人か否かを問わないというような運用しているケースもあります。今回類型としたいケースは、場合によっては法人格を持たない団体も想定する中で、島田市で運用するための定義を定めて運用がルールにならないよう注意する必要があります。また、国が実際に運用しているものがあれば参考にしたいと考えます。ただ、本日はその点において明確にお示しすることができないので、市としては、今回はイメージでお話させていただきます。
今村委員	表1の6番の中段に、「福祉サービスを提供することができる」と書いてありますが、提供することができる、と言い切ってしまうと、職員が安心して同条件なら必ず提供できるという勘違いをしないか心配です。また、8番の「外部提供ができる」という言い切った表現も同様です。職員にとってはわかり易く良いものだと思いますが、守るべきは市民を守ることだと思います。
事務局	この類型表が抜け道になってしまっただけではないので、言い回しについては、言い切りよりも少し表現を変える形で考えたいと思います。
恒川会長	現在の類型表の右欄の「目的外利用又は外部提供の収集の理由・必要性」について、今話したところと書き方が違うと思います。「～だと考えられる」というような

	言い回しですね。
事務局	おっしゃる通りで、過去の類型を見ても、理由・必要性の書き方がばらばらになってしまっています。この機会に言い回しも統一する方向で考えたいと思います。
田代委員	<p>公益上の必要性を根拠とする個人情報の取り扱いはあくまで最終手段であると思います。</p> <p>例えば、個人情報の外部提供は原則にできないわけですが、事業の遂行上どうしても外部提供しなければならないという事情があれば、まずは本人同意を考えるべきです。最初から類型表に当てはめて審議会で審議すれば良いというものではないと思います。</p>
事務局	公益上の必要性といっても、それはあくまで市の一方的な理屈・解釈であると思います。本人から同意をとることが本来の形となりますので、個人情報の取扱いについて安易に考えないよう指導していきたいと思います。
今村委員	世代が変わると解釈も変わってくるかもしれませんね。
事務局	本日報告させていただいた課税課の案件が分かりやすいかもしれません。解釈が変わってきたのか、違ったのかわかりませんが、個人情報の保護については、不変な部分もあるので、そこは押さえていきたいと思います。
恒川会長	収集した通知の省略や外部提供について、本人同意がもらえれば良いですが、本人が絶対に認めないという場合もあると思いますので、その時のための受け皿として用意しておく必要があると思います。
事務局	この類型表というものも、ある程度の解釈がある中でやっていると思います。新しい類型を定めることによって、個人情報の取扱い方がルーズになることや、何でもありになると本末転倒だと思います。そのこともあり、類型の中にも解釈するうえでの注意事項を記載しています。

恒川会長	そうですね。解釈するうえでの注意事項を記載することは今回で初めてですね。 個人的な意見ですと、新しいタイプのところだけに注意事項があるのは違和感があります。書いていなくても当たり前にどの事業でも判断すべきであろうことを、ここに敢えて記載すると、他の類型にあてはめる場合には必要がないのか、という解釈になりかねないと思います。
事務局	おっしゃる通りだと思います。担当課でどこまで考えているかというところで、事業先行の考え方になってしまっているところがあり、今回もすでに事務が開始されているところもありました。特に審議案件、報告案件もそうですが、やはり本来は事務開始の前に届出を提出してもらおうことだと思います。
田代委員	この間の民生委員の会議で、消防署が一人住まい高齢者宅を訪問するという通知があったが、これの届出は出ていますか。
事務局	はい、出ています。確か3月に出ています。
田代委員	あれは委託事業ですか。
事務局	はい、委託です。協定書を締結している中で、委託なので、静岡県個人情報保護条例の中で取り扱っているということで審議していただいております。 ありがとうございました。それでは、類型表について、本筋はこの形で、文言の整理は次回にお示しさせていただきます。審議ということではなく、御説明という形とさせていただきます。事務局からは以上です。
恒川会長	本日の審議会を終了させていただきます。

○まとめ

新規審議案件2件、新規報告案件5件、変更報告案件5件、廃止案件1件について報告を受けた。

4 その他

次回の会議は、平成31年3月頃に開催する予定です。